

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針
事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係)	事務ガイドライン(暗号資産交換業者関係)

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>閲覧者・閲覧時ごとに異なる内容の書類の提示がなされたりする事がないよう、帳簿書類の版(バージョンの意味での版)の適切な管理が求められると考える。</p> <p>よって、今回の改正で追加された部分中の「(略)それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所(略)」(※意見公募対象 2 つにこの記述が存在)の記述について、「(略)それが電磁的記録をもって作成され、適切に版の管理がなされ、かつ、国内に設けた営業所(略)」にした方が良いのではないかと考える。</p>	<p>現行の金商業者等監督指針等でも、帳簿書類の適切な管理を行わせるための記載をしています(金商業者等監督指針Ⅲ-3-3(6)、事務ガイドライン(暗号資産交換業者関係)Ⅱ-2-2-5-2)。</p>